



## 特集

## LG.JP ドメイン名について

地方公共団体では、住民・企業がインターネットを利用して、申請・届出等の手続きを行える仕組みづくりを進めてきました。これに伴い、匿名性が高いインターネット上で、住民・企業が安心して行政サービスを利用するために、行政サービスの提供者あるいは情報の発信者が地方公共団体であることを正確かつ分かりやすく示す必要が出てきました。

このような経緯から、地方公共団体専用の「LG.JP」というドメイン名空間が創設されました。このドメイン名空間は、国の府省を収容する「GO.JP」に対応する、厳密に地方公共団体及び地方公務員を収容するものと位置付けられます。

LG.JPドメイン名を使用することで、インターネットで提供する行政サービスの提供者が地方公共団体であるという信頼を確保し、住民・企業が安心してそのサービスや情報を利用できるようになります。

本特集では、LG.JPドメイン名の概要について説明します。

## 1 LG.JP ドメイン名について

## (1) LG.JPドメイン名とは

LG.JPドメイン名とは、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という。）が登録・管理する属性型JPドメイン名の一つです。属性型JPドメイン名とは、CO.JP（企業）、GO.JP（政府組織）など、組織の種別ごとに区別されたJPドメイン名をいいます。

LG.JPドメイン名は、インターネット空間において地方公共団体を表す属性型JPドメイン名として、平成14年に創設されました。

## (2) LG.JPドメイン名の運用

LG.JPドメイン名の運用における人格関連図は、図-1のとおりです。登録規則等は、総合行政ネットワーク運営協議会（以下「LGWAN運営協議会」という。）とJPRSが協議した上でJPRSが制定し、登録資格の審査は、JPRSに指定されたLG.JP取扱

事業者が行います。現在は、総合行政ネットワーク運営主体である財団法人地方自治情報センター（LASDEC）が、LGWAN運営協議会の推薦を受け、LG.JP取扱事業者に指定されています。

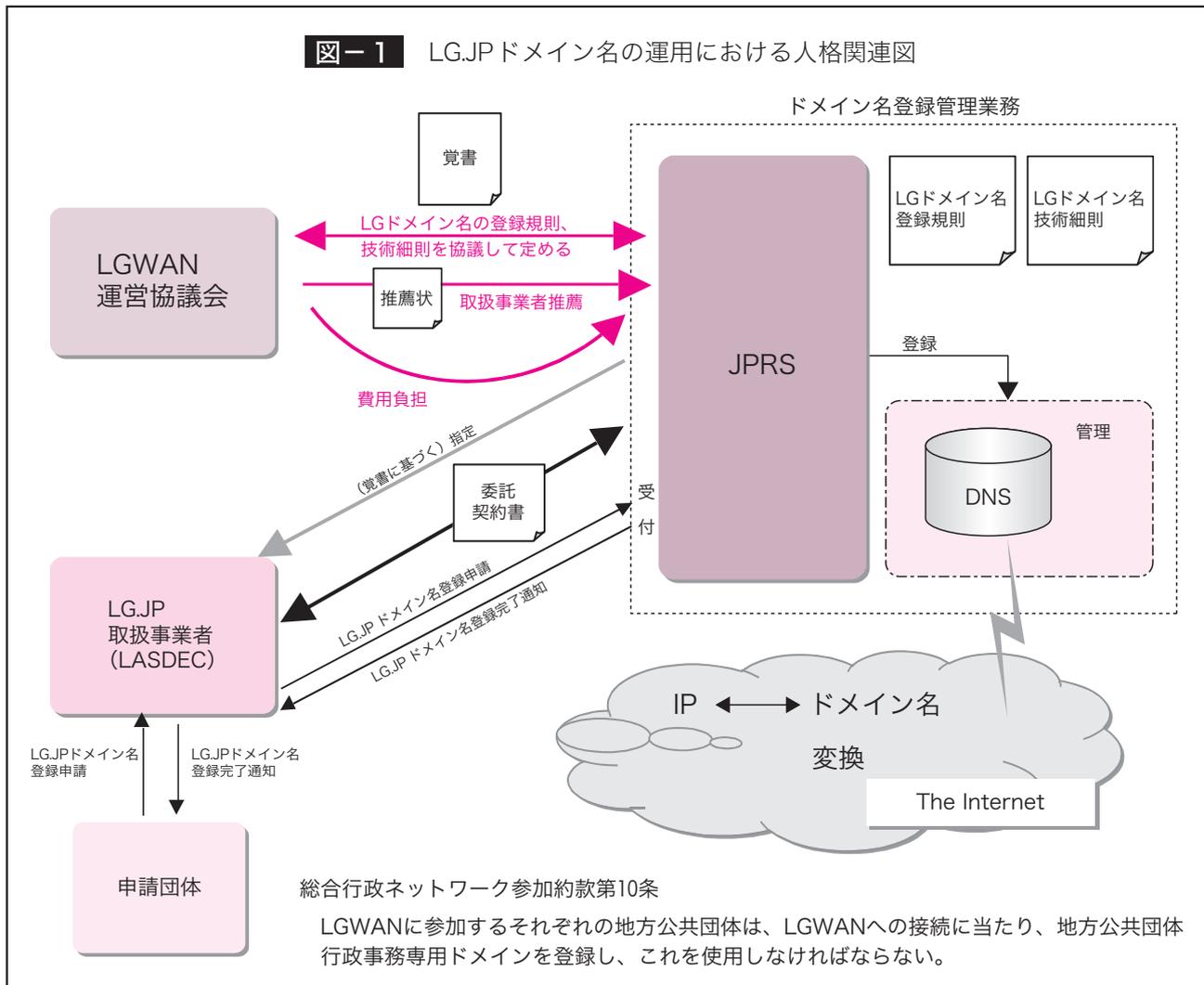
## (3) LG.JPドメイン名の種類

LG.JPドメイン名は、「地方公共団体ドメイン名」と「行政サービス用ドメイン名」に分類されます。

地方公共団体ドメイン名とは、“METRO.TOKYO.LG.JP”、“CITY.MUSASHINO.LG.JP”のように、地方公共団体が個別に登録できるドメイン名で、「LGドメイン名登録等に関する特則<sup>\*1</sup>」（以下「特則」という。）において、「地方自治法に定める地方公共団体のうち、普通地方公共団体、特別区、一部事務組合および広域連合等」を登録資格とするLG.JPドメイン名と定められています。

また、特則では、地方公共団体ドメイン名の登録要件として、「総合行政ネットワークに接続する地方公共団体であること」と規定されています。これ

※1 <http://jprs.jp/doc/rule/rule-lgjp.html>



は、LGWAN上の専用のドメイン名を意味するものではなく、地方公共団体の真正性を確保することを目的とした規定であり、LG.JPドメイン名は、インターネット上における地方公共団体のWebサイトやメールアドレスとして使用することを目的としています。

一方、行政サービス用ドメイン名とは、特則において、「地方自治法に定める地方公共団体のうち、普通地方公共団体、特別区、一部事務組合および広域連合等が行う行政サービスで、LGWAN運営協議会が認定したもの」を登録資格とするLG.JPドメイン名と規定され、“<行政サービス用ラベル>.LG.

JP”で構成されています。

また、行政サービスラベルは、行政サービスを表す文字列（平易かつ簡潔に表すことも可）で構成されますが、行政サービス提供者が所管する行政区域又は行政サービス利用者の所在地の範囲が限定される場合は、行政サービスを表す文字列の後に、地域名を表す文字列をハイフン（“-”）で接続する構成となります。例えば、東京都と都内の市区町村が共同で電子申請サービスを提供する場合に、“SHINSEI-TOKYO.LG.JP”のような行政サービス用ドメイン名を使用することが考えられます<sup>※2</sup>。

また、行政サービス用ドメイン名に係る行政サー

※2 単独の地方公共団体の場合でも使用可能です。

**表-1** LG.JP ドメイン名の種類及び登録資格等について

	地方公共団体ドメイン名	行政サービス用ドメイン名
組織の種別及び登録資格	地方自治法に定める地方公共団体のうち、普通地方公共団体、特別区、一部事務組合及び広域連合等	左記の組織が行う行政サービスで、LGWAN 運営協議会が認定したもの
その他の要件	LGWAN に接続する地方公共団体	利用者に対して提供する行政サービスの内容が明文化されている
代表者	組織の長又はその指定を受けた組織内の者	行政サービスを提供する組織の長
構成	(METRO PREF CITY TOWN VILL UNION) .〈地方公共団体ラベル〉.LG.JP	〈行政サービス用ラベル〉.LG.JP
ラベルの命名ルール	〈地方公共団体ラベル〉は、団体の名称をヘボン式ローマ字に直した文字列（例外あり）	〈行政サービス用ラベル〉は、LGWAN 運営協議会が決定
利用環境	インターネット及びLGWAN	インターネット

ビスとは、「行政サービス用ドメイン名に係る行政サービスの認定等に関する規則」<sup>※3</sup>において、「地方自治法第2条第8項に定める自治事務及び第2条第9項に定める法定委託事務に係るサービスで、インターネット上で提供されるもの」と定義されています。

地方公共団体ドメイン名と行政サービス用ドメイン名における登録資格、要件等をまとめると、表-1のとおりとなります。

## 2 LGWANにおけるLG.JPドメイン名の必要性

「総合行政ネットワーク参加約款<sup>※4</sup>」では、「LGWANに参加するそれぞれの地方公共団体は、LGWANへの接続に当たり、地方公共団体行政事務専用ドメインを登録し、これを使用しなければなら

ない」と規定されています。

LGWANに参加する地方公共団体（以下「参加団体」という。）相互のメールのやり取りは、LGWANを経由することが規定されており、宛先・送信元のメールアドレスが共にLG.JPドメイン名の場合は、LGWANを経由します。したがって、インターネット上において電子申請等を実施しない参加団体においても、他の参加団体とのLGWANを経由したメールのやり取りが必要な場合には、LG.JPドメイン名が必要となります。LG.JPドメイン名以外でのドメイン名では、LGWANを経由した他の参加団体とのメールのやり取りはできません。（図-2）

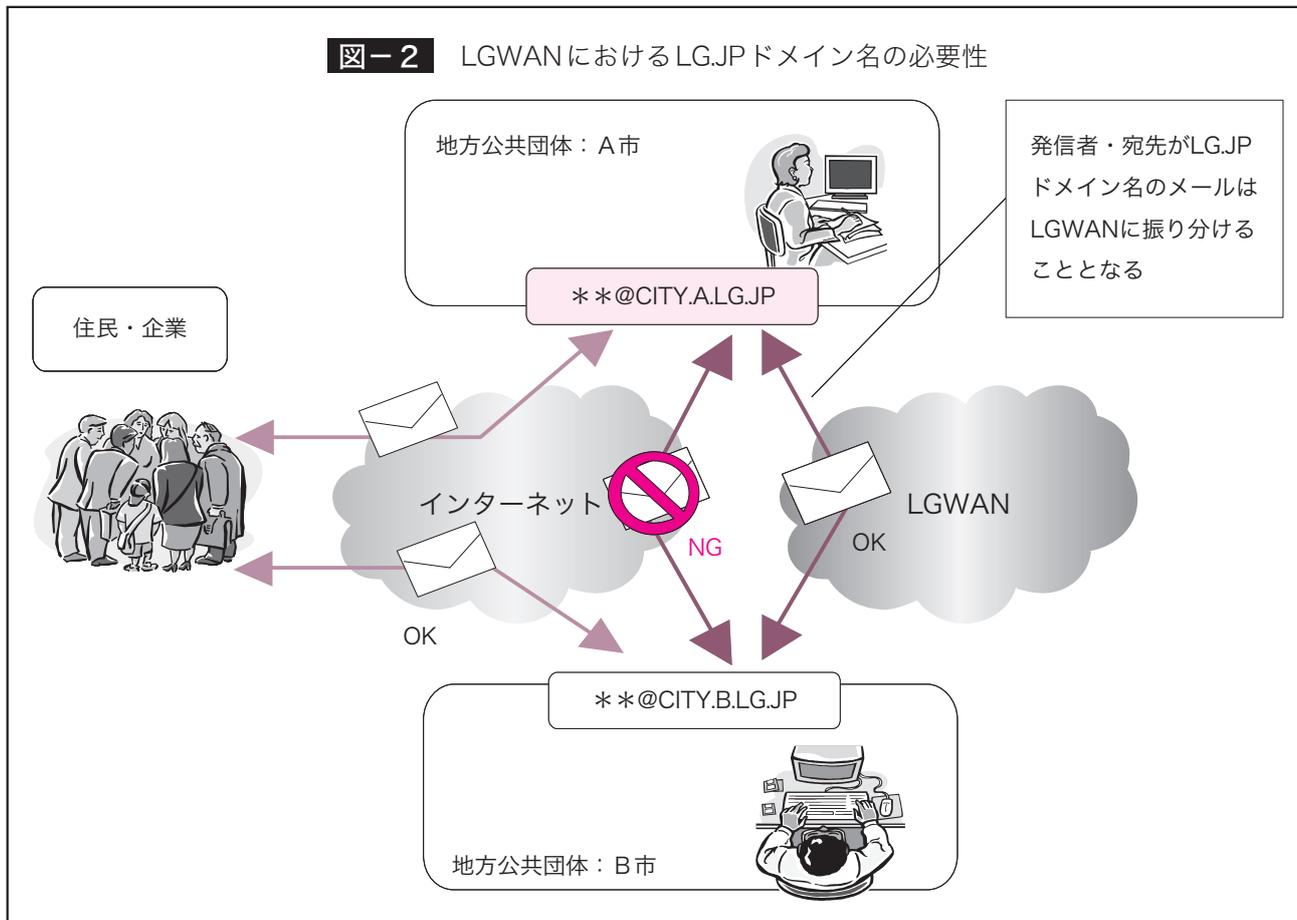
## 3 LG.JPドメイン名のメリット

LG.JPドメイン名には、次のようなメリットがあ

※3 <https://www.lasdec.or.jp/lascug02/lg.jp.htm>（専用のIDとパスワードが必要です）又は<http://center.lgwan.jp/library/index.html#C-8-5>（LGWAN環境が必要です）

※4 <https://www.lasdec.or.jp/lascug02/sanka.htm>（専用のIDとパスワードが必要です）又は<http://center.lgwan.jp/library/index.html#F-1-1>（LGWAN環境が必要です）

図-2 LGWANにおけるLG.JPドメイン名の必要性



ります。

### (1) 住民・企業のメリット

LG.JPドメイン名は、その登録者が地方公共団体であることがドメイン名登録の制度上保証されているため、インターネット上において、行政サービス等がLG.JPドメイン名で提供されることにより、安心して当該行政サービスを利用することができます。なお、LG.JPドメイン名を名乗っても、ドメイン名の詐称や盗聴・改ざん等がないという保証はありませんが、それらの脅威はLGPKI<sup>※5</sup>の採用によって防止することができます。

### (2) 地方公共団体のメリット

LG.JPドメイン名を登録するに当たり、ドメイン名の重複がないように事前に調整するため、登録時

の命名に係るトラブルが発生しません。

また、市区町村において、地域型ドメイン名<sup>※6</sup>にあるように都道府県名が不要なため、ドメイン名が短くなるとともに都道府県を意識しないフラットな表示となります。

さらに、LG.JPドメイン名の登録料や年間維持料は、LGWAN運営経費の中から支払われるため、申請・登録に係る費用を参加団体が個別に負担することはありません。

なお、LG.JPドメイン名が創設されるまでは多くの地方公共団体で地域型ドメイン名が利用されてきましたが、LG.JPドメイン名を使用する場合のメリットを地域型ドメイン名と比較すると、表-2のとおりとなります。

※5 本誌平成23年10月号で特集（「LGPKI特集」）

※6 市区町村名と都道府県名で構成されたドメイン名。一般の個人や組織が登録できる「一般地域型ドメイン名」と地方公共団体が登録できる「地方公共団体ドメイン名」の2種類がある。

**表-2** LG.JPドメイン名と地域型ドメイン名との比較

	LG.JPドメイン名	地域型ドメイン名
命名の ルール化	<ul style="list-style-type: none"> <li>URLやメールアドレスのドメイン名が「LG.JP」なら、Webサイトの提供者やメールの差出人が地方公共団体又は地方公務員と容易に確認できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般地域型ドメイン名との見分けが困難 (例) 地域型：CITY.CHIYODA.TOKYO.JP 一般地域型：EXAMPLE.CHIYODA.TOKYO.JP</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県名が原則として不要なため、ドメイン名が短い（地方公共団体名に重複がある場合は必要） (例) CITY.KAGOSHIMA.LG.JP</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県名は必須のため、ドメイン名が長くなりがち（都道府県及び政令指定都市は不要） (例) CITY.KAGOSHIMA.KAGOSHIMA.JP</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録に当たって、事前に調整するため、衝突なし（一部事務組合・広域連合等は先願主義）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録に当たって事前の調整・確認なし</li> </ul>
費用（登録料及び年間維持料）	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加団体の費用負担なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地方公共団体で負担</li> </ul>
LGPKIの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不可</li> </ul>
登録対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体、特別区、一部事務組合及び広域連合等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体・特別区及びその機関（一部事務組合及び広域連合等は対象外）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上段組織が行う行政サービスで、LGWAN運営協議会が認定したもの</li> </ul>	

#### 4 LG.JPドメイン名の利用ポリシー

住民・企業等が安心して行政サービスを利用するためには、LG.JPドメイン名の運用においても、LG.JPドメイン名の利用者が地方公共団体（地方公務員）であることを担保する必要があります。

地方公共団体によって運用ポリシーが異なる地域型ドメイン名や、日本国内に住所をもつ個人、組織、団体であれば誰でも登録可能な汎用JPドメイン名と異なり、LGWAN運営協議会では、LG.JPドメイン名の登録対象及びメールアドレスの配付対象者<sup>※7</sup>を明確にし、全地方公共団体で統一したルールで運用することで、ネットワーク上における地方

公共団体の行政事務の真正性・信頼性を確保しています。

また、LG.JPドメイン名を利用できるのは、地方自治法に定められた地方公共団体及びその下部組織（出先機関、公営企業等）のみであり、地方公共団体ではない外郭団体の公益法人等は利用できません。

#### 5 おわりに

参加団体は、LG.JPドメイン名の創設の目的に鑑み、LG.JPドメイン名をインターネット上で使用することが求められており、LGWAN運営協議会会長からも、LG.JPドメイン名の使用促進について、こ

※7 LG.JPドメイン名メールアドレス配付対象者 ([http://center.lgwan.jp/library/doc/J/J-10\\_lgjp\\_AUP.pdf](http://center.lgwan.jp/library/doc/J/J-10_lgjp_AUP.pdf))



れまで数回に渡り通知されているところです<sup>※8</sup>。

なお、これまでに、多くの地方公共団体で利用されてきた地域型ドメイン名について、最近動きがありましたのでここに紹介します。

JPRSのJPドメイン名諮問委員会がまとめた「諮問書JPRS-ADV-2010001の諮問事項に関する答申<sup>※9</sup>」では、地域型JPドメイン名の再構築について、“地域型JPドメイン名をさまざまな地域の方々が登録活用しやすく、地域の発展に寄与するドメイン名とするため、「都道府県名ラベル直下の第3レベルに、誰でもいくつでも登録できるような空間に再構築する」ことが適切である。”とされています。それに対するJPRSの答申内容への取り組み及びプレスリリース等によると、地域型JPドメイン名に代

わる新しいドメイン名空間として、「〇〇〇.tokyo.jp」のように47都道府県をセカンドレベルとし、サードレベルに任意の文字列を登録可能、日本国内に住所を持つ個人・組織であればいくつでも登録が可能な「都道府県型JPドメイン名」を新設することとなり、地方公共団体のドメイン名であることが制度上保証されるLG.JPドメイン名は、今後、さらに重要なドメインとして位置付けられることとなります<sup>※10</sup>。

以上のことから、地域型ドメイン名等のドメイン名を使用している参加団体は、LG.JPドメイン名の創設の目的及び使用する意義を十分理解され、できるだけ速やかにLG.JPドメイン名に移行することが望まれます。

※8 「地方公共団体行政事務専用ドメイン名（LG.JPドメイン名）の使用促進について（お願い）」（平成16年11月25日付通知）  
(<http://center.lgwan.jp/conference/doc/041125LGJPdomain.pdf>)

「LG.JPドメイン名の管理運用の徹底について（お願い）」（平成17年7月14日付通知）  
([http://center.lgwan.jp/conference/doc/announce\\_050714.pdf](http://center.lgwan.jp/conference/doc/announce_050714.pdf))

「地方公共団体行政事務専用ドメイン名（LG.JPドメイン名）の使用促進について（お願い）」（平成18年3月23日付通知）  
(<http://center.lgwan.jp/conference/doc/060323LGJPdomain.pdf>)

※9 <http://jprs.jp/advisory/pdf/JPRS-ADVRPT-2010001.pdf>

※10 現在登録されている地域型JPドメイン名は引き続き利用可能です。

#### LGWAN-ASPサービス接続／登録状況（平成23年11月10日現在）

LGWAN-ASPサービス提供者の接続／登録状況は次のとおりです。

■アプリケーション及びコンテンツ	登録	171件	■ホスティング	接続	281件
■通信	登録	166件	■ファシリティ	登録	218件

接続／登録済のLGWAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しております。

<http://www.lasdec.or.jp/cms/15,041.html>